

行政官短期在外研究員制度のご案内

国際化する行政に対応し得る専門的な知識、技能等を有する行政官の育成を図るため、各府省の行政官を諸外国の政府機関、国際機関等に派遣する制度です

派遣コース及び派遣期間

調査研究コース	諸外国の政府機関等で調査研究に従事 180日間※
特別コース	Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の登用を推進するための施策の一環として、米国国務省の提供する研修プログラムに参加し、米国の政府機関等で調査研究に従事（各自での語学能力向上活動を含む） 365日間
公共政策コース	シンガポール国立大学リー・クアンユー公共政策大学院の客員研究員として同大学院での活動や政府機関等で調査研究に従事 365日間
国際機関コース	国際機関の業務に従事 180日間又は365日間

※人事院が認める場合には365日間を限度として派遣期間を定めることが可能。

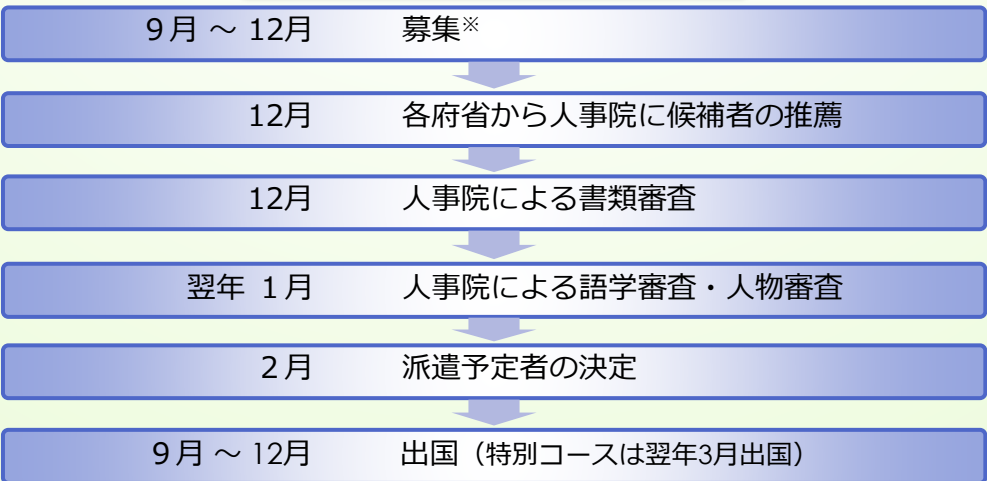
応募資格

【各コース共通】

在職期間が6年以上、勤務成績が優秀、引き続き職員として勤務する意思、派遣終了後その成果を公務に還元する期間が相当程度以上見込まれること

調査研究コース	職務の級が行(一)3級以上(相当)
特別コース	職務の級が行(一)3級から6級(相当) 行政研修(係長級特別課程)を受講又は受講する資格を有すること
公共政策コース	職務の級が行(一)3級から6級(相当)
国際機関コース	職務の級が行(一)3級から6級(相当)

応募～派遣のスケジュール



※人事院から各府省に対して候補者の推薦を依頼します。各府省における応募手続等については、所属する府省の人事担当課にご確認ください。

派遣先国・研究課題（2022年度派遣者の例）

派遣先国	研究課題	研究員の所属府省
アメリカ	米国における証券市場の実態及び投資家保護に対する政策に関する調査研究	金融庁
アメリカ	米国における難民認定制度及びその運用に関する調査研究	法務省
イギリス	英国におけるデジタル分野に係る競争政策の動きに関する調査研究	公正取引委員会
シンガポール	シンガポール及びアジア諸国の国際課税の執行状況及び救済手続に関する調査研究	財務省
スウェーデン	スウェーデンにおける刑余者等の社会復帰に関する取組と日本での適用に関する調査研究	法務省
オーストラリア	IP Australiaにおける特許審査の質向上のための取組に関する調査研究	特許庁
ドイツ	ドイツにおけるベンチャー・スタートアップ企業支援事例に関する調査研究	特許庁
ベルギー	EUにおける人身取引の実情及びこれに対する法制並びにその運用に関する調査研究	法務省

経験者の声

行政運営上、有用な情報収集を行えることに加えて、派遣者となる行政官に海外経験を積ませることで幅広い視野を持たせることができる非常に有意義な制度だと思う。

海外経験が無いまま一定以上の年齢となった者にとっては、とても素晴らしい制度であり、本制度により、語学力・見識を深めることができました。

自分の専門分野について深く広い知見を得られるとともに行政官としても成長することができる貴重な機会でした。



ワシントン大学（短期在外研究員撮影）